

ゲーテncart システムご利用規約

第1条 定義

- 1.本規約は、株式会社ゲーテン（以下「当社」といいます）が運営する通販サイト「ゲーテン」（以下「ゲーテン」といいます）と、ゲーテンへの出品対応をメイン機能に有するオンラインショップ構築・運営システム（以下「ゲーテncart」といいます）を利用する、すべての出店者との間に適用されます。
- 2.「出店者」とは、ゲーテncartの機能を利用してオンラインショップを構築、運営する店舗事業者、又はオンライン取引の対象となるサービス提供者をいいます。
- 3.「利用者」とは、本規約並びに、別途定める「ゲーテン会員規約」に同意のうえ、通販サイト『ゲーテン』、又は『ゲーテncart』を利用する、会員と出店者を含むすべての個人、又は法人をいいます。
- 4.「会員」とは、本規約に同意のうえ、所定の方法によりゲーテン会員登録を行った個人、又は法人をいいます。
- 5.「サーバ」とは、当社が運営・管理するサーバのことをいいます。
- 6.「出店者利用ページ」とは、サーバ内の出店者が利用するオンラインショップ設置ページのことをいいます。
- 7.「管理画面」とは、出店者利用ページの表示情報、当該オンラインショップの受注情報、顧客情報、その他のオンラインショップ運営情報について、管理、処理する出店者専用ページのことをいいます。

第2条 システム利用の申込資格

システム利用の申込資格は以下のとおりとします。

- 1.18歳以上（高校生は除く）の日本国籍を有する、又は就労が認められる在留資格を有した個人、及び日本国内に於いて法人資格を有する法人。
- 2.誠意、責任を持って店舗の運営・管理を行える個人、又は法人。
- 3.店舗固有のメールアドレス(フリーメールアドレスを除く)を保有する個人、又は法人。

第3条 システム利用申込

- 1.出店者が、当社にシステム利用を希望する際は、本規約を理解・承諾した上で、希望するプラン・コース、出店申込者情報、店舗運営者情報、口座情報など、当社所定のシステム利用申込書に必要事項を記入の上、その他当社が指定する必要な書類と共に添付し、当社所定の方式によりシステム申込を行い、本契約を締結するものとします。

2. 出店者は、当社の定める金額の本サービスの利用料金(以下、「利用料金」といいます)及びオプション料等を当社の定める方法により当社に対して支払うものとします。
3. 以下の商品等の出品は禁止します。
 - a) 覚せい剤・麻薬・大麻・あへん等の違法ドラッグ、向精神薬、毒物、劇物、脱法ドラッグ、精力剤、媚薬
 - b) 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器、毒性物質
 - c) 猥褻物、ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、使用済みの下着・ブルマ・スクール水着・学生服等
 - d) 売春、児童買春
 - e) 暴力、残虐等公序良俗に反する商品(画像、動画を含む)
 - f) 賭博、富くじ
 - g) 無限連鎖講、連鎖販売取引、マルチ商法
 - h) 有価証券、公正証書(免許証、旅券などを含む)、文書、電磁的記録など金融商品の販売等に関する法律に該当する商品
 - i) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等
 - j) 偽造、虚偽、又は詐欺的商品
 - k) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、知的財産権、その他の他人の権利を侵害する商品等(例 偽ブランド商品、違法コピー商品等)
 - l) 医薬品(但し、呼吸器官用薬、消化器官用薬、歯科口腔用薬、肛門用薬、外皮用薬、滋養強壮保健薬、眼科用薬については、医薬品販売業許可証があれば可)
 - m) 人体及び人体の一部
 - n) 個人情報、営業秘密その他、一般に公開されていない情報
 - o) 商品が労働又は作業そのものを意味し、当該労働又は作業の終了をもって納品とするもの
 - p) 無形のサービス(但し、事業者が法人格を有し、1年以上の販売実績を持つ場合を除く)
 - q) 商品等の販売・提供に、免許、登録、届出等が必要なもの(但し、許認可取得の確認が当社でできない場合に限る)
 - r) 有害プログラムを含んだ商品、その機能及び品質に瑕疵のある商品
 - s) 社会通念上相応しくない商品、著しく品位を損なう商品
 - t) その他取引することが法令に違反する商品等
 - u) その他当社が不適当と判断した商品等
 - v) 対面販売が法律又は、各自治体により義務付けされているもの
 - w) 個人輸入代行による、海外製品サプリメント・健康食品・化粧品
4. 出店者は、出品した商品等の内容及び販売・提供条件について、文字及び画像により具体的かつ適切な説明を行うものとします。

5. 出店者は出品した商品等についての説明が真実であることを保証するものとします。
6. 全ての出店者は、事業者として出品に際して、特定商取引に関する法律の規定を遵守した表示を行うものとします。
7. 出店者は、古物である美術品類、時計、宝飾品類、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を出品する際に、商品にシリアルナンバーがある場合は、シリアルナンバーを記入するものとします。
8. 出店者が本規約に違反した出品を行った場合、その他当社が不相当と認める場合、当社は出品を無効とすることができるものとします。出品が無効となった場合、当該出品に対する購入もすべて無効とします。

第4条 システム利用の承諾等

1. 当社は、前条のシステム利用申込を審査の上、承認した際には、当社が定める形式により承諾の意思表示を出店者へ通知します。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、申込をした出店者に対し申込に対する承諾を拒否した理由を開示する義務を負わないものとします。
 - a) 申込をした出店者が、モールの料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき
 - b) 申込をした出店者が、当社の信用を毀損し、又はモールを利用するおそれがあるとき
 - c) 申込の際の記載事実が事実と反するとき、又は反すると疑われるとき
 - d) 申込の際に添付する必要な書類の提出がないとき
 - e) システムを通じたサービスの提供が技術上困難と考えられるとき
 - f) 出店申込書に記載されている申込日から2ヶ月を経過しても、出店者の事情により、出店審査を通過しない場合
 - g) 前号のほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でない判断した場合

第5条 契約期間

1. 当社と出店者におけるシステム利用契約は、第7条3項に定めるアカウント発行の通知から第3条1項の希望する出店プランの契約期間の満了日までとします。
2. 出店者が契約したプラン・コースのいずれに関わらず、当該契約の有効期間満了の1ヶ月前までに当社、出店者のいずれからも更新拒絶、又は契約プラン変更の意思表示がない限り、当該契約はそれぞれにおける契約プランと同じ内容で継続されるものとし、以後も同様とします。

3. 契約者がシステム利用契約の解除・解約を希望する場合の扱いは、第 20 条に基づくものとします。

第 6 条 届出事項

1. 出店者は第 3 条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ当社に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とします。届出がなかったことによる損害は出店者の負担とします。
 - a) 商号(屋号)、代表者名及び住所
 - b) 取扱商品及び役務
 - c) 出店についての責任者(以下、「管理責任者」といいます。)の氏名、フリーメールでない電子メールアドレス(以下、「届出メールアドレス」といいます。)、電話番号その他当社所定の事項
 - d) 代金の決済方法
 - e) その他、当社が指定する出店者の業務に関する事項
2. 当社が前項により届出のあった出店者の住所に書面を郵送した場合には、出店者の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。
3. 当社が本条第 1 項により届出のあった出店者の管理責任者の届出メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは出店者が受信した時点又は、当社による送信後 24 時間経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。
4. 当社が出店者に対し、当社のサーバ内の当社所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレスに電子メールにより通知した場合、出店者は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、出店者による確認又は当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間経過のいずれか早い時点に、当該連絡事項は出店者に到達したものとみなします。
5. 同条第 1 項に変更の届出があったときは、当社は出店者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあり、その場合は、出店者は遅滞なく必要書類の提出を行うものとします。
6. 前項の届出が無い場合、当社からの通知、送付書類その他のものが延着、又は不到達となった時であっても、それらが通常到着すべきときに到着したものとみなします。
7. 届出メールアドレスは、出店者が複数店舗を持つ場合でも店舗ごとに個々の届出メールアドレスを保有するものとし、個々の店舗で得た情報を各店舗で共有することはできないものとします。

第7条 システム利用に際して

- 1.当社は、出店者に対し、サーバ内の、出店者利用ページ及び、出店者が自らの商品等を販売等行うために必要となる管理画面システム（データベース、ソフトウェア等を含み、以下、「本件システム」といいます。）を当社と出店者の間で適用される全ての規約にしたがって出店者に限り使用することを許諾します。（本項に基づき、当社が出店者に利用を許諾する内容を「本サービス」といいます。）
- 2.当社は、前項の本件システムについて、当社の判断により出店者の承諾を要せず自由に変更することができるものとします。
- 3.当社は、出店者に対し、サーバ内の当社が任意に指定する URL に出店者用の出店者利用ページを開設すると共に、管理画面ページにアクセスするために必要な ID 及び仮パスワードを発行するものとします。（当該 ID とパスワードの発行日を以下「アカウント発行日」といいます。）
- 4.出店者は、当社が別途規定する「ゲーテンポイントプログラム規約」に従い、ゲーテンポイントプログラムへの参加を必須とさせていただきます。
- 5.出店者は、「ビットキャッシュシステム取り扱いに関する約款」に同意の上で「ビットキャッシュシステム」（ビットキャッシュ株式会社運営）を決済手段として利用者に提供するものとします。
- 6.出店者は、「gooten cash」を決済手段として利用者に提供する場合は、「ゲーテンキャッシュ加盟店規約」に従い、店舗を運営する必要があります。
- 7.出店者は、株式会社ゼウスが運営する「クレジットカード決済」を決済手段として利用者に提供する場合は、株式会社ゼウスが定める規約に従い、店舗を運営する必要があります。
- 8.出店者は、当社から配信される情報の解釈については出店者が判断し、信頼性などについては出店者の責任において利用することに同意します。
- 9.出店者は本サービス利用にあたり、自己の費用と責任において通信機器・ソフトウェア・公衆回線など出店者側に必要な設備の全てを用意するものとします。
- 10.出店者は、本サービスの運営に支障をきたさないよう、設備等を自己の責任において維持管理することに同意するものとします。
- 11.出店者は、商品等の訂正又は販売を停止する必要がある場合、直ちに本件システムにより、これを訂正又は販売停止するものとします。
- 12.当社は出店者の問合せの情報を利用者に対し掲示、通知あるいは告知できるものとします。
- 13.出店者は、当社へ申請することにより、当社が所有し、利用者へ提供しているサーバ URL の領域外部へのリンク（以下「外部リンク」といいます。）を、次の場合を除き設定できるものとします。
 - ・他社の Web 注文フォームを有するインターネット通販サイト、及び携帯電話通販サ

イト（当該出店者の運営する独自ドメイン Web サイトは除く）

14. 出店者が設置する外部リンクのリンク先、又は当社サーバーURL 領域内部へのリンク元ページについては、当社の基準により審査を必要とする場合があります。
15. 当社は、当社の知りえない外部リンクを一切認めないものとし、万一届出のない外部リンクを発見した場合は、出店者へ予告なく直ちに削除する権利を有するものとします。尚、当該出店者に対して当社は当社が必要と認めた場合に「休業」「閉業」、又は「退店」させる権利を有するものとします。
16. 出店者は、インターネット環境が通信不能の状態になったことにより、店舗運営が一時的に滞る状況が生じた場合は、速やかに当社へ届け出ることとし、当社の指示に従うものとします。

第 8 条 利用者情報の取扱い

1. 当社は、当社の定める個人情報保護方針に従い、利用者の個人情報を取り扱うものします。
2. 当社は、登録された情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に定める場合、利用者、及び出店者情報を開示することができるものとします。
 - a) 利用者、及び出店者の同意が得られた場合
 - b) 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から会員情報の開示を求められた場合
 - c) 当社の業務提携企業に開示する場合
 - d) 代金の回収のために必要な場合、又は取引に際しての各種決済を行うために、金融機関、クレジットの回収代行業者、その他決済代行を行う事業者が開示する場合
 - e) 当社の権利を守るために必要な場合
 - f) 他、正当な事由があると認められる場合
3. 出店者は、当社の契約管理下にある他の出店者が保有する顧客情報等を利用することはできないものとします。また、出店者は契約終了にあたって当社の管理下にある、過去に取引が成立した時点での顧客情報データ等、管理画面の標準機能を利用して得られる範囲の情報以外の利用者情報を抽出してはならないものとします。
4. 出店者は、出店者が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならないものとします。
5. 出店者は利用者情報の漏洩が当社の信用を毀損する等、その他当社全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、利用者情報の適切な保存及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、利用者情報が外部に漏洩しないよう必

要な措置をとらなければなりません。万一、出店者より利用者情報が他に漏洩した場合は、出店者は故意又は過失の有無を問わず、これにより当社において生じた一切の損害及び費用負担(顧客へのお詫びに要した費用及び弁護士費用を含む)を賠償する責に任ずるものとします。

6.本条第4項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとします。

第9条 禁止事項

出店者は本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- 1.本サービスにより利用し得る情報の改ざん・消去する行為、又は事実と反する情報を送信・掲示する行為
- 2.出店者、又は他の利用者、又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- 3.出店者、又は他の利用者、又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 4.詐欺、犯罪、その他の法令違反行為、又はそれに結びつく行為
- 5.無限連鎖講(ネズミ講)及び連鎖販売取引、マルチ商法を開設、又はそれを勧誘及び宣伝する行為
- 6.選挙運動、宗教勧誘又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為
- 7.コンピューターウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為
- 8.他の利用者、出店者又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- 9.本サービスに接続されている他のコンピューター・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- 10.その他法令若しくは公序良俗(売春・暴力・残虐など)に違反し、他の利用者、出店者又は第三者、若しくは当社に不利益を与える行為
- 11.前各号に定める行為を助長する行為
- 12.その他、当社が不適切と判断した行為
- 13.事前に当社に届出られ、承認された Web サイト以外の Web サイトページへの外部リンク

第10条 権利・義務の譲渡

- 1.出店者は、本契約・本規約上の権利、義務その他本サービスの提供を受ける地位の全部、又は一部について譲渡、担保提供、賃貸その他の処分をすることはできないものとす

- ます。但し、第 11 条 1 項に定めた手続きの後、当社の承認を得たものを除きます。
- 2.当社は、本契約・本規約に基づく出店者に対する金銭債権について、その請求、回収、受領を第三者に委託することができるものとします。
 - 3.当社は、本契約・本規約に基づく出店者に対する金銭債権について、出店者からの料金等の支払が滞った状態になり、その当該支払滞納分に関して当社が最初に指定した期日から 6 ヶ月を越えて支払が行われない状態が維持された場合、その該当債権を当社の指定する第三者に譲渡することができるものとします。
 - 4.契約者がシステム利用に関する契約を解除・解約する場合の扱いは、第 22 条に基づきます。

第 11 条 地位の継承

- 1.法人の出店者について合併、又は他社への営業権利譲渡が生じた場合、合併、又は営業権利を譲渡された法人は、第 3 条及び第 6 条、その他当社が定めた所定の手続きを経た後、出店者の地位を継続して継承することができるものとします。
- 2.前項の規定に基づいて出店者の地位を継承した出店者は、速やかに出店者の地位を継承したことを証明する書類を添えてその旨を当社に届け出ていただきます。
- 3.自然人の出店者が死亡した場合は、当然に本契約は終了し、自然人の相続人は、残された金銭債務を除き、自然人の出店者の地位を継承することは出来ないものとします。但し次項に定める場合に限り本契約を継続することができるものとします。
- 4.何らかの理由で出店者が、本サービスを利用した店舗の運営が困難な状態となった場合、その理由を当社が認めた場合に限り出店者は、出店者の権利を譲渡できるものとする。但し、譲渡できる者は出店者の一親等、又は二親等までとし、出店に必要な免許・免状、その他の資格を有し尚且つ当該店舗の運営を継続して行なえる者とし、運営譲渡の手続きとして、当社所定の書面に自署、ご捺印、及びその他の当社が指定した必要書類を当社へ提出することとします。

第 12 条 知的財産権

- 1.出店者は、本件システムの著作権、グーテン、グーテンカートの商標権若しくは他の知的財産権は、全て当社に専属的に帰属することを認め、また同意するものとします。
- 2.出店者利用ページにかかる著作物については、当社が製作したものは当社に、出店者が製作したものは出店者に、それぞれ帰属するものとします。
- 3.出店者は、出店者以外の第三者が著作権等を有する著作物等を出店者利用ページに掲載する場合は、事前に当該第三者から当該著作物等を利用することについて許諾を受けなければならないものとします。

4. 出店者は、当社に対し前項の出店者及び第三者の著作物等について、当社が判断する利用形態により期間無制限かつ無償で使用することを許諾するものとします。

第 13 条 出店者利用ページの表示

1. 出店者は、出店者利用ページ上に当社が定める形式により、出店者が販売等を希望する商品・役務についての情報等（以下、「販売情報等」といいます。）を第 7 条 3 項に定めるアカウント発行日から遅滞無く掲載処理するものとします。
2. 出店者は、前項の販売情報等の掲載に際し、以下の各号に定める内容を遵守するものとします。
 - a) 本規約及び当社が定める形式に反する表示をしないこと
 - b) 猥褻、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示と当社が判断した場合、速やかに該当する表示の修正、又は削除を行うこと
 - c) 商品等に「特定商取引に関する法律」が適用されるか否かを問わず、同法 11 条及び同法施行規則 8 条により表示が義務付けられた事項を表示すること。
 - d) 前号のほか、以下の事項について表示すること
 - r) 出店者の営業時間・定休日等の情報
 - i) 商品等の問い合わせは、当社でなく出店者に直接行うこと
 - u) 出店者利用ページの管理責任者の氏名
 - l) 連絡可能な出店者の電話番号及びメールアドレス
 - w) その他当社が定める事項
3. 出店者は、前号の表示については、常に最新の情報が表示されるよう更新する義務を負うものとします。
4. 出店者は、本サービスを利用して商品等を購入又は購入を希望する利用者に対し、商品等の契約の当事者が出店者と当該利用者同士である旨を、明確に表示するものとします。
5. 出店者は商品登録を行わず代行業務を承る等の課金回避行為を行わないものとします。
6. 当社は、出店者に対し、本条 2 項の表示について、ゲーテンへの出品情報にふさわしくないと判断した場合には、その内容及び表示の削除・変更を求めることができ、出店者は、速やかにその指示に従う義務を負うものとします。
7. 当社は、前項の定めに基づき、出店者利用ページ掲載情報の表示可否審査を行うこととし、出店者は、当社による当該ページ掲載情報の表示可否判断に従うものとします。

第 14 条 販売方法

1. 出店者は顧客から商品等の注文・問い合わせ等があった場合には、顧客との間で、販売

に必要な手続きを、当社を介さずに直接行うものとし、出店者は顧客に対し、取引の当事者は出店者と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は出店者と当該顧客との間で発生することを明確に表示するものとし、

- 2.出店者は、前条 2 項 d)に定める電話、電子メールアドレス等を常に維持稼働させ、自己の責任において確実に遅滞無く顧客からの問合せに対応するものとし、
- 3.出店者は、購入者及び第三者との間における紛争については、全て出店者の費用と責任で解決するものとし、当社に迷惑・損害を及ぼさないものとし、当社が損害を被った場合は、合理的な弁護士費用その他一切の諸経費を速やかに当社に支払うものとし、
- 4.出店者は本件システムを利用して販売等を行うに際し、関係する全ての法令を遵守するものとし、

第 15 条 管理責任者

- 1.出店者は、本サービスを利用するにあたり、日本語を話せる管理責任者を置くものとし、管理責任者に変更があったときは、当社に対し速やかに変更後の管理責任者氏名を通知するとともに、パスワードの変更手続きを行うものとし、
- 2.出店者は、店舗 ID・パスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとし、
- 3.当社は、出店者の店舗 ID・パスワードが他の第三者に使用されたことによって当該出店者の故意過失の有無に拘らず一切の責任を負いません。出店者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとし、また、当該店舗 ID・パスワードによりなされた本サービスの利用は、当該出店者によりなされたものとみなします。
- 4.出店者は本契約に基づく出店及び販売等を行うに際して、以下の義務を負うものとし、
 - a)管理責任者及び出店社用ページの機能を利用した販売等に関するものに対し、本件システムの機能及びその利用方法を十分理解させること
 - b)管理責任者に当社から連絡等が受信し得るメールボックスを管理させること

第 16 条 利用料金

- 1.利用料金は別途定める「グーテンカート システム利用料金のご案内（以下、「料金表」といいます。）」に規定するとおりとします。
- 2.出店者は、本規約に基づいて、本サービス提供期間におけるシステム利用権利の取得に

ついて、料金表に定める料金を支払う義務を負います。

- 3.出店者は、当社に対し当社が定める利用料金を当社が定める期日までに支払うものとします。
- 4.出店者が、前項3に基づき支払を行う際、金融機関振込み手数料を出店者自身が負担するものとします。
- 5.出店者は本条2項に定める料金を支払うまでは、出店者はシステムを利用することはできないものとします。
- 6.当社は、あらかじめ出店者に対して通知することにより本条に定める利用料金を変更することができるものとします。
- 7.出店者は、利用料金やオプション料金等、当社からの請求に対する支払いを期限までに行わない場合、当該期限日から完済まで1ヶ月当たり一律300円(税別)の延滞事務手数料を支払うものとします。
- 8.出店者が当社に対して支払ったシステム利用料金については、理由の如何に拘わらず、契約期間途中で本システムの利用が停止された場合であっても、返還しないものとします。
- 9.当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
- 10.当社は、当社から出店者に対して、利用料金等何らかの返金、又は別途定めるゲーテンポイントプログラム規約に基づくポイント利用対価の送金を行う場合、当該振込み金融機関手数料分を差し引いて、振込みを行うものとする。

第17条 サービスの提供条件

- 1.出店者は、本サービスについて、以下の事由により緊急の対処を要した場合に、出店者に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、本サービス停止による利用料金の返還、損害の補償等を当社に請求しないこととします。
 - a)当社のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良若しくは、本サービス用設備の保守、工事及びバージョンアップ等の為、やむを得ない場合の停止
 - b)コンピューター、通信回線等の事故、損害等による停止
 - c)第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合の停止
 - d)当社、顧客、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合における停止
 - e)その他、運用上又は技術上当社がサービスの一時的中断が必要と判断した場合の停止
- 2.本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、利用者の費用と責任で

備えるものとし、利用者、出店者及び当社間との通信に必要な通信環境について自己の責任においてこれを管理し良好な状態を保つ義務を負うものとし、

- 3.出店者は、当社が本サービスの提供におけるやむを得ない中断、中止、その他の障害が生じないことを保証しないことに予め同意します。
- 4.出店者は、当社が事業撤退などのやむを得ない事由で本サービスの提供を終了する場合があることを、予め承知します。尚、その場合の年間契約または6ヵ月契約における利用料金等の精算は、月割り計算によって返金されるものとし、
- 5.出店者は、出店者によって登録された情報の容量が当社所定の容量を超過した場合に、当社により当該超過データが削除される場合があることを、予め承知するものとし、
- 6.出店者は、前項の場合に関わって当該出店者に損害が生じた場合において、当社が一切の責を負わないことに、予め同意するものとし、

第18条 当社からの通知

- 1.当社からの通知は、利用者が当社に登録した電子メールアドレスにメールを送信、又は当社が運営するサイト内への掲示、その他当社が適当であると判断する方法により、利用者に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとし、
- 2.当社が、サイトへの掲載により利用者に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから48時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が利用者に当該通知・連絡等を発信したときに、効力を生じるものとし、

第19条 機密保持義務および個人情報保護

- 1.当社及び出店者は、日本国における法令、条例、法律等に基づく場合を除いては、本サービスの提供や利用に関連して知り得た互いの機密情報、利用者の個人情報を当事者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ本サービスの提供や利用のために必要な範囲を超えて利用しないものとし、
- 2.当社及び出店者のいずれも本条により認められた場合を除いて、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとし、但し、下記の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報は、機密情報には含まないものとし、
 - a)情報の開示前にすでに知っていた情報
 - b)公知の事実その他一般に利用可能な情報
 - c)守秘義務を負うこと無しに、第三者から正当に入手した情報
 - d)機密情報として扱いから除外することに同意した情報

- e) 裁判所が発する令状その他裁判所の決定、命令又は法令に基づき開示する場合
 - f) 検察・警察・監督官庁からの適法・適式な情報の照会があった場合
3. 当社はプロバイダー責任法（正称:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）第 4 条に該当する請求があった場合、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第 20 条 契約の途中解約

1. 出店者は途中解約を希望する場合、解約を希望する 1 ヶ月前までに契約の途中解約を希望する旨を、当社所定の方法、書面により当社に通知するものとします。出店者が本状に定める解約を行った場合、当該利用契約の扱いに関して、次に続く 2 項、3 項に定める所定の手続きを相互に完了することで、解約希望月の末日限りで終了するものとします。
2. 前項に従って出店者が契約を途中解約する場合、出店者は弊社に対して、違約金として解約日から契約に基づくシステム利用期間終了日までの残存期間分の基本システム利用料相当額、及び解約に伴う事務手数料 3,000 円（税別）を直ちに支払うものとします。
3. 契約の途中解約は、前項に定める金額の当社指定金融機関口座への入金確認を当社が行ったうえで、入金確認済みである旨を当該出店者に通知することによって成立するものとします。

第 21 条 サービスの利用停止

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、利用者に対して相当の期間を定めて催告をし、当該期間経過後もなお履行または是正をしない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前の催告を要することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとします。
 - a) システムの利用契約に関して、利用者の申告事項に虚偽の通知または記載、誤記等が判明した場合。
 - b) 当社指定の支払期日を経過しても本サービスの利用料金等を支払わなかった場合。
 - c) 当該出店者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人（以下「制限能力者」という。）であった場合、または制限能力者となった場合で法定代理人等による記名押印がなされた同意書または追認書の提出がない場合。
 - d) 本規約、または当社が別途定める規約等、及び法令等に違反した場合。
 - e) 出店者の開設するオンラインショップにおいて、商品等を購入した顧客からの苦情が頻繁に発生している場合。

- f)その他、上記以外に消費者の保護の観点から、本件サービス提供停止等の措置が妥当と当社が判断をした場合。
- 2.本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が終了若しくは第 20 条に定める途中解約がなされるまでの間については、出店者は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により利用者に発生した直接、間接の損害について、一切責めを負わないものとします。尚、本条に定めるサービス利用停止の事由の解消の意志を当該出店者が当社に申し出、当該事由が完全に解消された場合で、当該出店者が本サービスの利用再開を希望する場合、契約に基づくシステム利用期間においてサービスの利用を再開できるものとします。

第 22 条 当社からの契約解除

- 1.当社は、出店者が次のいずれかの事由に該当する場合、当該出店者に対して何らの事前通知・催告なしに直ちに本サービスの提供を停止するとともに、本契約を解除することができるものとします。又、本条に定める解除が行われた場合、直ちに当店者利用ページ表示データ、及び管理画面利用データを当社サーバから削除することができるものとします。
- a)第 21 条に定めるサービスの提供停止が行われ、利用再開の希望申し出が、利用停止時点から 1 ヶ月以内になされなかった場合
 - b)出店者が本規約や法令違反等の不正行為をなし、又、当社に対しその業務の遂行を妨げる等重大な過失又は背信行為があった場合
 - c)手形又は小切手の不渡りが発生した場合
 - d)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けた場合
 - e)破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別精算の申し立てを受けた場合
 - f)相手方に対する債務の弁済を怠った場合
 - g)出店者の信用状態に重大深刻な変化が生じた場合
 - h)解散又は営業停止状態となった場合
 - i)販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又はモールに相応しくないと当社が判断したとき
 - j)アカウント発行日より 3 ヶ月以上の長期に渡って、第 13 条に基づく出店者利用ページ掲載情報の表示許可が当社審査によりなされない場合
 - k)当社からの連絡が取れなくなった場合
 - l)刑法違反の疑いにより警察あるいは検察当局の捜査対象とされた場合
 - m)本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - n)その他、当社が出店者とのサービス提供契約の継続が困難であると判断した場合

- o)規約第 16 条 2 項に基づき、出店者が当社に対する料金等の支払い義務の履行を 3 ヶ月間以上怠った場合
- 2.当社は、前項の事由に該当しない場合でも、当社独自の判断により、1 ヶ月前までに書面で相手方に通知することによって、理由の如何を問わず本契約を解除することができるものとします。
 - 3.本条により当社から契約を解除した場合でも、当社は当該出店者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他、当該出店者に生じた損害について一切の責めを負わないものとします。
 - 4.出店者が本条第 1 項の各号の一に該当する場合、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全部を支払うものとします。
 - 5.本条に基づき当社から契約を解除する場合でも、当該出店者は当社に対して、違約金として解約日から当該契約に基づくシステム利用期間終了日までの残存期間分の基本システム利用料相当額を直ちに支払うものとします。

第 23 条 紛争解決

- 1.本規約、又は本サービスに関連して、利用者及び出店者との間に紛争が生じた場合には、利用者及び出店者と当社は誠意をもって協議するものとします。
- 2.利用者が、本サービスの利用に際し、出店者との間に生じている問題を事由としてカード会社に対するカード利用代金の支払いを停止、又は拒絶した場合、出店者はただちに当該抗弁事由あるいは支払拒絶の事由を解消するものとします。出店者は、この抗弁事由等を解消できないときは、出店者の責任で問題の解決を図り、当社、又はカード会社に迷惑、及び損害を与えないものとします。

第 24 条 損害賠償の請求

- 1.出店者が本規約に反した行為、又は不正若しくは違法に本サービスを利用する等、出店者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当該出店者は当社が被った損害(弁護士費用を含む)を賠償するものとします。

第 25 条 当社の責任

- 1.本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は過失により本サービスが全く利用できない状態にあるのを当社が知った時点から起算して、72 時間その状態が継続した時に限り、出店者の現実に発生した損害の賠償請求に応じます。

- 2.前項における損害賠償の範囲は、本サービスの提供を受けることができなかった時点の本サービスに対する利用料金等の1ヶ月分に相当する金額を限度とし、出店者に直接且つ現実に発生した損害に限ります。但し、当社の故意または重過失に基づく場合は、この限りではありません。

第26条 免責事項

- 1.当社は、本サービスの利用によって得ることができる情報、アクセス可能なソフトウェア等について、記述の誤り、プログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、特定の目的に適合すること、利用者その他第三者に損害を与えないこと、ならびに使用結果に関する完全性、的確性、正確性、有用性および適法性を保証しません。
- 2.当社は、利用者その他第三者が有し、又は提供するコンピュータのソフトウェアや当社サーバー内ソフトウェアに関して、本規約に規定されていないその他の保証を行いません。
- 3.当社は、利用者による誤操作、使用方法の誤り、メール誤送信等の結果、情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは利用者が本件サービスから得た情報等に起因して生じた損害等、利用者および第三者の損害については一切の保証・賠償の責任を負いません。
- 4.利用者は、オンラインショッピングの内容、質、取引の安全、債権回収等の一切につき、自己の責任と費用で対処する責任を負い、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5.当社は当社サーバーURL 領域ページ上で行われるオンラインショッピングを成立させる為の機能とゲーテンにおける出品等商行為の機会取得の可能性を提供するものとし、そのデータ保管を保証するものではありません。
- 6.メンテナンス又は不慮の事故等によるもの、サービス停止によるもの、又はサービス内容の変更による出店者を含む利用者の逸失利益、または損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 7.当社は、出店者が本サービスの利用に関して第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でも、これらの係争の一切の責任を負わないものとします。
- 8.天災、台風、地震、その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為や、通信回線の障害、電気設備の障害、電気通信事業法第8条に定める処置、システムまたは関連設備の修繕保守工事等による運用停止について、いかなる責任も負わないものとします。
- 9.出店者が本サービスの利用に関し、第三者により損害を被った場合には、利用者は第三者と損害賠償について自らの責めにおいて問題を解決することとし、当社は一切の損害賠償を負わないものとします。

第 27 条 第三者への委託

- 1.利用者、出店者及び当社は、自己の責任において各自の業務の全部又は一部を自己の子会社、関連会社、その他の第三者に委託することができるものとします。但し、当該第三者にも本規約を遵守させることを条件とします。
- 2.利用者、出店者及び当社は、当該第三者の本規約違反行為についても当該第三者と連帯して責めを負い、利用者、出店者及び当社の相互に相手方に何らの迷惑もかけないものとします。

第 28 条 本サービスの終了

- 1.当社は、相当の周知期間をもって利用者及び出店者に通知の上、本サービス及び本サービスの一部を終了することができるものとします。
- 2.前項の通知はサイトでの掲示及び利用者及び出店者への電子メールの送付によるものとし、その通知効力は第 11 条の定めによります。
- 3.当社は本条第 1 項の方法による出店者に対する通知の後、本サービスを終了した場合に伴う、利用者及び出店者側にて生じる損害、損失、その他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。

第 29 条 準拠法、合意管轄裁判所

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、当社と利用者及び出店者との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2008 年 4 月 1 日から実施します。

ゲーテンポイントプログラムご利用規約

本規約は、インターネットを使って株式会社ゲーテン（以下「当社」といいます。）が運営する通販サイト「ゲーテン（以下「ゲーテン」といいます。）」と、当社が提供するオンラインショップ構築・運営システム（以下「ゲーテンカート」といいます。）を利用して出品を行うオンラインショップ出店者（以下「出店者」といいます。）との間に適用される特約の一部となるものである。

第1条 ポイントの付与

当社は、当社の運営するゲーテン並びに出店者オンラインショップにおける商品等の購入者その他の第三者に対し、当社が定める数のポイントを付与することができるものとします。

第2条 ポイント付与料

- 1.出店者は、当社に対し、当社が出店者の出品した商品等の購入者に対して付与したポイントに、当社が定めるパーセンテージを乗じたポイント付与料（以下、「ポイント付与料」といいます。）として、当社が定める期日までに当社の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。又、その際の金融機関振込み手数料は、出店者自身で負担するものとします。
- 2.当社は、出店者又は購入者が売買契約等を成立させる義務を消滅させた場合、当該購入者に対して付与したポイントを取り消すものとします。但し、当社は、当社の定める時期までに売買契約等を成立させる義務が消滅させられなかった場合、当該購入者に対して付与したポイントを取り消さないことができるものとします。
- 3.購入者が、別途定める「ゲーテン会員規約」に違反したことにより、当社が購入者に付与したポイントの全部又は一部を取り消した場合でも、前項2に基づく当社所定の時期を越えて発生した出店者のポイント付与料の支払義務は、消滅しないものとします。

第3条 ポイントの利用

- 1.出店者は、ゲーテンに出品した商品等が購入される際に、当社が予め購入者に付与したポイントを当該購入者が、当社が定める方法により、当社が定める限度で、当社が定める有効期限内に限り利用することを認めるものとします。但し、当社がポイントを利用できない旨を定めた場合には、この限りではありません。
- 2.出店者は、購入者がポイントを利用した場合、取引価格及び送料等の購入者が支払うべ

き諸費用の合計から当該ポイントに当社が定める料率を乗じた金額を差し引いて購入代金の請求を行うものとします。但し、出店者は、当社及び購入者の承諾を得て、購入者によるポイントの利用を取り消すことができるものとします。

第4条 ポイント利用の対価の支払い

- 1.当社は、出店者が取引価格及び送料等の購入者が支払うべき諸費用の合計から購入者のポイントに当社が定める料率を乗じた金額を差し引いた場合、ポイント利用の対価としての当該金額を、当社の定める期日までに出店者の指定する金融機関口座に送金、又は当該請求月に他の請求金額項目から相殺して支払うものとします。又、当社は、当該振込みにおいて発生する金融機関手数料を、予め差し引いた金額で出店者宛て振り込むものとします。
- 2.当社は、出店者又は購入者が売買契約等を成立させる義務を消滅させた場合、出店者に対して、ポイント利用の対価を支払わないことができるものとします。出店者は、当社からのポイント利用の対価の支払いを受けた後に、出店者又は購入者が売買契約等を成立させる義務を消滅させた場合、当社に当該ポイント利用の対価を返還するものとします。

第5条 債権譲渡の禁止

出店者は、当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等を行うことはできないものとします。

第6条 差別的取扱の禁止

出店者は、ポイント利用を希望する購入者に対し、ポイント利用の拒否、差別的価格・条件の設定その他の差別的取扱をしてはならないものとします。

附則

本規約は、2008年5月1日から実施します。

株式会社ゲーテン

〒135-8071

東京都江東区有明 3-1-22 TFT ビル東館 7F